

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年12月4日

時 間：午前11時00分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前11時00分

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参健康福祉課長兼	渡辺清治

参事官兼 生活環境課長	緑川富男
産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	三瓶保重
都市整備課長	高野善男
生活支援課長	郡山泰明
教育総務課長	猪狩隆
総務課主幹兼 課長補佐	菅野利行
税務課主幹兼 課長補佐	佐藤臣克
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺弘道
都市整備課長 補佐	竹原信也

#### 職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

#### 付議事件

##### 1. 平成24年12月定例会提出議案の説明について

- (1) 富岡町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例（案）について
- (2) 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例（案）について
- (3) 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例（案）について
- (4) その他

##### 2. 平成24年12月定例会提出予定の議員発議について

- (1) 発議第10号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- (2) その他

3. その他

- (1) 議員派遣の報告について
- (2) その他

## 開 会 (午前11時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は13名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

次に、職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開で進めていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

ここで、町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、12月定例会への提案に先立ち、新規条例制定案件2件、条例の一部改正案件1件の計3件についてご説明申し上げます。

初めに、新規条例制定案件についてであります。富岡町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例については、第5期介護保険事業計画期間における介護保険料率の増加抑制を目的として、福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を介護保険にかかる第1号被保険者の介護保険料の財源に充てるため、新規に基金条例を制定するものであります。

次に、富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例についてであります。東日本大震災復興特別区域法の制定に伴い、復興推進計画に定められた復興産業集積区域にかかる固定資産税を課税免除することができるよう、新規に規定するものであります。

次に、条例の一部改正案件でありますが、先ほどご説明申し上げました富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例との整合性を図るため、富岡町税

特別措置条例の一部を改正するものであります。詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、その他において、さきに開催した全員協議会で議員よりご助言いただいた区域の見直し等について、再度検討を加えた区域見直し案をご説明申し上げます。議会と情報共有を図り、町と議会とが一体となって国との交渉に臨みたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件 1、平成24年12月定例議会提出議案の説明について、（1）、富岡町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例（案）についての件を議題といたします。

健康福祉課長より説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） それでは、富岡町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定についてご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。各委員会においても説明させていただきましたが、今回の条例の制定は、第5期介護保険計画、平成24年度から26年度の3カ年において介護給付費が大きく伸びることが見込まれ、それに伴い介護保険料に係る負担増加も余儀なくされております。このことから保険料率を抑制し、介護保険料の軽減を図るため、県が特例交付金の交付を決定したことから、交付金を受け入れるための基金を設置する必要が生じましたので、基金条例の制定をお願いいたします。

それでは、資料をごらんください。第1条、設置目的は、第5期介護保険事業計画期間における介護保険料率の増加を抑制するため、基金を設置することを規定したものでございます。

第2条の基金の額ですが、基金の額は福島県が交付する特例交付金の額を定めるものでございます。

第3条、管理は、基金に属する現金は、有利な方法により保管及び有価証券にかけることができる旨を規定したものでございます。

第4条、繰りかえ運用は、町長は、財政上必要であると認めるときは、基金に属する現金に繰りかえて運用することができる旨を規定しております。

第5条、運用益金の処理は、基金等の管理により生じた収益は、基金に編入する旨を規定したものでございます。

第6条、処分は、処分できる旨を規定し、第1号は期間中における保険料率の増加を抑制するための財源に充てるとき、第2号は基金の管理及び運用から生じた収益について、65歳以上の第1号被保険者保険料に充てることを規定したものでございます。

第7条、委任は、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項を町長に委任するものを規定したものでございます。

なお、附則1は施行期日を公布の日からとするものです。

2ページになりますが、附則2は第5期計画期間中終了後の平成27年度3月31日までの基金とし、基金に残額があれば県に返還する旨を規定してございます。

以上が設置条例の内容となっております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これをもちまして付議事件1の（1）、富岡町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例（案）についての件を終わります。

次に、付議事件1の（2）、富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例（案）についての件を議題といたします。

税務課長より説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 富岡町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例（案）についてご説明いたします。

資料3ページをお開きください。この条例は、東日本大震災復興特別区域法並びに福島復興再生特別措置法に基づき認定を受けた富岡町復興産業集積区域に係る固

定資産税に関する必要な事項を定めるもので、第1条はこの趣旨を規定したもので  
す。

第2条については、富岡町復興産業集積区域において、認定を受けた個人または  
法人が対象となる家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地にある土地に対して、かつ  
固定資産税の課税について、申請期間を認定の日から平成28年3月31日までとし、  
課税免除を適用し、免除の期間を5カ年間と規定したものです。

第3条においては、富岡町税特別措置条例との適用について、いずれか1つと規  
定したものです。

第4条については、申請手続について規定したものです。

4ページをお開きください。第5条については、規則の委任について規定したも  
のです。

附則第1条において施行期日を施行の日からとして、第2条において経過措置を  
規定したものです。

よろしくお願ひいたします。これで終わります。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。あり  
ませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これをもちまして、付議事件1の（2）、富岡町復興産業集積区域における町税  
の特例に関する条例（案）についての件を終わります。

次に、付議事件1の（3）、富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例（案）  
についての件を議題といたします。

税務課長より説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例（案）  
についてご説明いたします。

今回の改正は、ただいまご説明いたしました富岡町復興産業集積区域における町  
税の特例に関する条例の制定に伴い、富岡町税特別措置条例の一部を改正するもの

です。

それでは、資料6ページの新旧対照表によりご説明いたします。第1条の下線部については、字句、文言の訂正をするものです。

7ページをお開きください。6条については、5条を追加するものです。

7条については、同じく5条を追加して、「及び」を「若しくは」に改正するものです。

附則において、施行期日を公布の日からとするものです。

これで説明終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これをもちまして、付議事件1の（3）、富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例（案）についての件を終わります。

次に、付議事件1、（4）、その他についての件を議題といたします。

冒頭に申し上げましたとおり、過日の全員協議会で説明いただいておりますが、区域の見直し（案）について再度説明をしていただきます。

都市整備課長より説明を求めます。

その前に、配付するものがあれば配付してください。

〔資料配付〕

○議長（宮本皓一君） 資料の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） それでは、私のほうから一言、区域見直しの件について冒頭に挨拶をさせていただきます。

去る26日の全員協議会において、長時間にわたりまして、国の出席のもとに区域の再編について協議をさせていただきました。議員のほうからも活発なご意見あるいはご提言をいただき、それをもとに国と今まで事務方の事前協議をして、本

日再度全員協議会の中でその素案をお示ししながら、この再編についてまとめていただければなど、こういうふうに思います。

常任委員会にもお話しさせていただきましたが、町民もできるだけ早く区域見直しをしてくれという非常に強い要望がたくさん多くなってきています。それを踏まえながら、何とか国この3月の基準というか、それをもとにこれから国にこの素案をもしまとめさせていただければ、速やかに国ほうにこれを提示し、しかるべき時期に災害対策本部長である総理大臣からの決定を待つと、そういう基準をしながら、我々はいよいよそこから区域の再編に対して行動に移せるということになるわけであります、きょうはしっかりと議員のほうからもいろいろなご指導、ご提言をいただきながら、まとめていただければ大変ありがたいなど、心からお願ひ申し上げて、冒頭の挨拶といたします。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

都市整備課長より説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） それでは、皆様に配付しました区域の見直しの修正案ということでご説明いたします。

去る11月26日にて区域見直し案について提出した際、行政区の取り扱いについて対応が集約されていないということの助言を受けまして、前回行政区の区分について対応するということを私のほうから回答いたしました。これを受け、12月の3日に災害対策本部にて現在の今皆様に提出しました修正案ができましたので、今回提出させていただきました。

大きな修正案といたしましては、居住制限区域として西原行政区、中央行政区、小浜の一部の反町を小浜行政区に取り組んだ行政区の対応となっております。また、一部山側の国有林を避難解除準備区域に取り入れて提示しております。今後この案が通りますれば、国との早急に調整に入りたいと思います。

今後は、工程といたしましては、国のルールに基づき、多分微調整が必要なところもあるかと思いますが、それを今後調整後、議会説明、その後住民説明となる予

定でございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 前回の区域の全協からいいますと、多少微調整ができる、西原行政区が全面入ってきたとかと、多少は直っていますが、私再々この区域割に関しては、新町行政区入れるべきだということを言っています。前回も言いました。本来であれば、二小の前、行政区単位で考えないとすれば、本来であれば二小の前の道路辺まで引っ張ってくるのが一番筋なのかなと。といいますのは、何を基準にして考えるかなのです。やっぱり町民の健康被害を最大限に生かすべきだと私は考えておりますので、再三にわたってこの新町行政区は言っているにもかかわらず、全然町のほうではこれに関しては触りもしないで、毎回同じもの持ってくると。これは、どういうことなのかと。

あと1つは、蛇谷須地区、前回誰かの質問に蛇谷須地区、あれ鉄道の西側を入れてしまうと、あそこの通行に妨げが出てくるということで、そこは除きたいという話ありましたが、通行するとすれば山麓線側からも入れるわけですから、ここも同じく町民の健康被害考えるのであれば、やはり検討すべき課題なのかなと私は思うのです。こういう場所を除いてくるとすれば、除く根拠として、国のデータだけではなくて、町が消防が行っているデータとか、いろいろ別なデータもあると思いまし、また除くのであれば、町がここだけ独自に細かく調査をして、これだけ低いからこれは除いても大丈夫ですよということであれば私も納得できるのですが、再三にわたって言っても何の言葉も出てこないというのはどういうことなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今議員のご質問のとおりなのですけれども、うちのほうで消防等に実際にモニタリングを実施しております。その結果、これは10月8日付なのですけれども、まず1つは富岡第二中学校付近が5.56マイクロシーベル

ト、時間当たり、それと高津戸集会所、これが5.68、あと富岡養護学校が5.89というような町のデータとなっておりますので、そちらのほうの線量も踏まえまして、また国からも6月28日の線量等のデータもいただきまして、それだけ線量が下がっているということで、うちのほうはそれが妥当ではないかということで提示させていただきました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今答弁あったそのデータは、いろんな部分で見ていてからわかっているのです。公民館とか集会所、養護学校、そこに町民帰るのではないのです。町民帰るのは、自分のうちなのです。だから本当にこの地区を帰すとすれば、健康被害を最大限に考えるのであれば、なぜ町民の庭先を細かく調査するとかできないのですかと私言っているのです。だから町民の健康被害本気になって考えているのですか。帰宅困難区域と居住制限区域、道路一本で分かれるわけです。そこには、安全地帯という考え方で多少は引っ張ってきていると思いますが、3月31日と6月28日では大分その部分は違うと思いますが、あくまでも3月31日の線で区域割りしますよということを言っているのですから、6月は一切考えないで私はすべきだと思うのです。その辺を考えているのです。でなかったら、行政区単位で割るとかどうのこうのしないで、全く国が出している線で引いてくればそれでいい話であって、私はそう考えているのですが、どうなのですか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 確かにそういう安全側に立って線を引いて、大字界で引くとなると、実際に帰りたい方がなかなか帰れないような状況と、3月31日現在の線量のマップを見て、俺のところは帰れるのだと、そういうような期待感を持っている方が多々、多数の町民が持っております。それで町といたしましても、できるだけ現在の線量の形状に合ったような状況で線を引いた経緯でございます。その辺をご理解していただければありがたいかなと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私理解できないから質問しているのであって、帰還困難区

域と居住制限区域の線が一番肝心なのです。その肝心な線は全然検討課題に入れないので、居住制限区域と避難指示解除準備区域、こんなところばかり書いてきて何になるのですか。逆に言うと、こっちなんかどうでもいいのです。そういうことから考えれば、健康被害を考えるのであれば、何でこういうところをきっちと細かく調査をして、50メートルとか100メートルぐらいのポイントでます組みして調査をして、ここはこれだけなら大丈夫ですよと、そういうデータがあれば私も納得できるのですが、国のデータだけでは納得できないのです。国は、どういうデータの出し方やっているかわからないのです。この放射能調査に関しては、皆さん議員からいろいろ指摘受けていますよね、こうしてください、ああしてください。全然やらないでしよう、国が。あとは、数値の出し方だって全然やらないでしよう。室内8時間の室外16時間だ。ああ、逆ですか。そういう考え方でやっていて、何回もいろんな席で言われているでしょう。それ全然国は直そうとしないでやっているのです。そうした場合に、町民の健康被害を考えるのであれば、やっぱり努力すべきは我々富岡町なのです。と私は思うのです。だからこういう全然肝心なところに検討しないのであれば、私は了解できないです。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今の渡辺三男議員のおっしゃることは、一部は一理はあるけれども、考え方は国の3月の31日を基準に統一基準を設けて、今まで各自治体が区域見直しを進めてきたのです。これについては、私も随分議論しました。2月の100メートルの基準1メートルのメッシュのモニタリング、それから車の路上のサーベイを含めたそういう分布図も全て我々は逐次定期的に入手しています。これでいくと、この航空モニタリングの分布図よりはるか低いのだ。そうすると、6号線から3月31日の例をとると、3月31日だと6号線から西側は全部黄色になってしまうのだ。それで私は、随分議論したのです。

それから、町村会の重点要望の中にも、どちらが精度が高いのだ。この200メートル上空の航空モニタリングのほうが高いのか、精度が高いのか、直接人間が100メートルメッシュで地上1メートルで測定したものとサーベイのやつ、路上の、それをミックスしたデータが正しいのか、私は逆にそちらのメッシュのほうが正しいの

ではないかと、こういうふうに訴えて、そして双葉町村会の重点要望の9項目の中にもこれを入れて、そして関係大臣にこれについても航空モニタリングというものが果たして精度が本当に信用していいのかどうか、これは随分私は要望から何から訴えてきたのです。ところが、最終的に国のはうでは、航空モニタリングのほうが精度が高い。これは、面的なもので、確かにホットスポットがいろいろあるでしょう。だけれども、全体的な面から言うと、このほうが精度が高いという中でのいろいろな一つの統一性がとったということで、私たちの双葉郡のそのほかの要望は通らなかつた。そういう中の経緯はあるのです。

しかし、これは現在、6月28日の線量図分布見ますと、これは区域の帰還困難区域、50ミリ以上についてはかなり縮小されて、小良ヶ浜の一部まで来ているわけです。それから見ると、確かに健康管理の問題でいろいろ今おっしゃっているのは、確かに我々もそれは最重要のこれは要素だと、こう思っています。しかし、これ今回の線引きは、国といろいろ事前調整をしながら、ここまでなら災対本部長は恐らく認めてくれるであろう、そういういろいろなこの分布図の線の中でのある程度の幅を持って最大に努力したつもりなのです。それは理解してください。これがもし新町を入れてくれとかもっとほかを入れてくれとなると、これがやっぱり国のはうの所管のトップがこれは通らない、最終的に通らないよ。そうなつたら我々としては、これ不可能なものを無理してお願ひしても、これは混乱を招くだけの話であつて、私は国と町の主張をしっかりと調整しながら、そこで確実にこれが災対本部長の決定を得るような、そのような緻密な結局成果をデータを出して、これを国と協議をしながら、多少の微調整は残るとしても、これはしっかりと今まで調整てきて、きのうまでやってきたのです。その辺について、ひとつご理解いただきたい。

決して私たちは、一方的に国の言い分ではないのです。今までこれについて、随分私やってきたのですから。随分やってきましたよ。こんなにいろいろな区域の見直しの線引きの中で、恐らく厳しくやつたのは、郡内の中では私が恐らく厳しい提言したと思います。そのために、双葉地方の要望活動にも入れてもらったわけです。文部科学の大臣にも当時要望活動の中でもこれを訴えてきたのです。今までやつてきたのだけれども、最終的にはこれが一つの統一だということになれば、我々は

それに準じるしかない。それによって、100%可能な区域の線引き、これについては我々も主張しながら、国とある程度の歩み寄りしながら、この案が一応提出されたということでございますので、どうかひとつ議員、ご理解賜りたいと。おっしゃるところ一部私わかります。だからその辺についても十分に我々も町民の安全、健康の安全、これが最優先ですから、それを踏まえながらこれからも進めていかなければならぬと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 町長の言うことは、十分わかりました。ただ、今まで再三にわたってこの地区私質問しているのですが、そういう明確な答弁は一回もなかったのです。

それと、あとは線量下がった、下がったと言っていますが、小良ヶ浜地区だって7.何ぼの数字しか出でていないです。実際庭先に行ってはかると、庭先が10マイクロだ、うちの後ろに行くと15だ、18だ、太平洋の入り口近辺なんかは20くらいあるのです。よその地区はわからないです、そんなにうろうろできないですから。自分の地区に行って、一時帰宅のときみんな回って、声かけながら回ってはかると、うちの後ろは18だとか、あんな7.何ぼなんという数字は、確かに機械で出ているからそうなのでしょうけれども、あんなのはまやかしでしかないです。だからここを除くのであれば、そういう1軒1軒でもいいし、5軒に1軒くらいでもいいから何で細かい調査をしてからそういう折衝に臨まないのですかと、私はそれを言いたいのです。そういうことをやることによって、初めて町民の健康被害を最大限に考えているということになるのではないですか。私は、そう考えているから言っているのです。健康被害を考えないのであれば、私は別に異論はないです。どうなのですか。

○議長（宮本皓一君） お待ちください。

そのほかの区域がどなたかありますか。

10番さん、どのようなことだか手短にお話ししてください。

○10番（高橋 実君） 要は区域見直しイコール補償の問題なのですが、当町は、執行部、町長を先頭に議会も合わせ100%ということで町民に発信した経緯があるわけで、9月の1日、2日、いわき、郡山での説明会で吉田泉副大臣、柳澤副大臣

に白紙撤回ということで、結局最終的には6分の6の帰還困難区域、あと居住制限と準備区域の6分の5、結局6分の5というと83.33%なのです。分母が小さいと、仮に2,000万円ぐらいの人だと1,650万円ぐらいしか6分の5では出ないということになって、家も中古住宅も何にも手だてできなくなってきたのが現状なのです。だからこれ町としては、100%と言ってきているし、それを町としては白紙にしたわけでもないのですから、なおかつ29年3月31日までのトータル6年間、帰町宣言しないということでもあるし、この6分の1の補填、国の関係省庁とか東京電力とか福島県とかとちょっと協議してもらいたいのです、この6分の1に関して。町としては、あくまでも6分の1は出る方向で今後も陳情活動とかそういうことをやっていくわけですから、それを見合いにして国、県の金融機関とかからこれを担保にして融資を受けてもらって金利は補償の分で補填すると、そういうやり方をしてもらわないと、やはり11番さん言うように、帰還困難区域でのラインがはっきり打ち出しすることも大変になってくるのかなというのも正直私もあるのです。だからそこら辺も踏まえて、できるということはできないでしようけれども、町長として私も議会としてこういうものを精査して、出る方向で頑張ることも考え方のことしたいと思うのですが、どうですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この間の26日の全員協議会でも高橋議員のほうからこの問題定義ございましたので、時間がまだ経過余りしていませんから、この問題については協議は正式にはまだしていませんが、ただ既にこの問題は国のほう、特に関係省庁の経産省のほうにもこういう問題提起がされていると、それから一部金融機関のほうにもこのような問題についてはどうなのかとか、そういう一応相談をしています。今後東京電力のほうにも確かに6分の1が確実にその時点で追加払いになるということになったとしても、その以前に生活再建のために結局その6分の1分が不足のためにいろんな面で対応できないと、そういうような方についての何か取り扱いに特例がないかというお話だと思いますので、これはいろいろ難しいと思います。なかなかこれ難しいものだと思いますが、ひとついろいろな面で関係機関、東電の事業者にも含めていろいろと相談をしていきたいと思っていますので、とにかく

く時間はかかると思いますが、既にでも一部相談かけていますので、ひとつご了承願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 暫時休議をします。

休 議 （午前 1 時 39 分）

---

再 開 （午後 零時 13 分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

午後 1 時 10 分まで休議いたします。

休 議 （午後 零時 13 分）

---

再 開 （午後 1 時 05 分）

○議長（宮本皓一君） それでは、皆さんにお諮りいたします。

先ほど 1 時 10 分までということでしたが、全員おそろいですので、多少時間は早いのでありますが、再開させていただきます。

午前に引き続き付議事件 1、(4)、その他の件の区域見直しについてを議題といたします。

先ほど 11 番、渡辺三男君の質問に対して、私が都市整備課長の発言をとめました。そのとめたところから再開したいと思います。よろしくお願ひします。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） まず、区域の見直しのルールということでございますが、この決定順位については、まず第 1 に行政区、次に大字、次に字並びに道路等及び河川等の警戒を考慮して決定するというふうな条件となっておりまして、それで現在今言われています新町行政区については、今現在第 1 番に行政区界にその放射線量の区域がかかっていないということで、ここで区域を外しているということでございます。その辺ご理解お願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ここで町長から健康被害について発言があればお願ひしたいと思います。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 先ほど渡辺三男議員のほうから健康問題が最優先課題ということは、全く私も同感でございます。したがいまして、今後この区域の見直しにおいて、20から50については特に健康の管理の問題でよく国と協議しながら、特に環境省関係なのですけれども、町のそういうような議員のほうの要望も踏まえながら、町独自でもこの対応、健康に対しての防護対策、これをしっかりと取り組むように国あるいは事業者ともよく協議しながら、そしてまた町としては例えば帰還困難区域においては防護服を着用するという一つの義務づけがありますが、当然それに準じてタイベックスーツとかそういうものを着用するというような対応をしながら万全を期していきたいというふうに考えておりますので、これについてはひとつご理解いただきたいなと、このように思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ある程度方向づけは見えてきたのかなと思うのですが、町長の今の言葉十分理解できます。ありがとうございます。

なお、先ほどの議論の中で、私新町行政区を言葉にして言っておりましたが、新町にとらわれず、川北を防護服を着て帰るような町の予算で防護服を配付してマスクなどをかけたり、また時間の制約をするとか、週に4回までだよとか、いろんな健康を守るための制約、方法があるとすれば、そういう部分を十分今後執行部のほうで検討していただき、また我々の要望を聞いていただきながら進めていただければありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これについては、よく国とか専門的な知識を持っている方々の指導を受けながら、今のご指摘のような、あるいはご提言のようなものの点につきましても十分尊重しながら、事務方で詰めて今後の対策方法についてはまた機会があるごとにいろいろと報告していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○11番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 先ほどの説明で、午前中の町長の説明で、6月28はかなり狭くなっていて、困難区域の件ですけれども、だんだんと狭まっていくのを3月31で頑張ったと、そういう話なのですけれども、それと航空機によるモニタリング、これは地上1メートルでやっているのだけれども、待機中のセシウムってだんだん、だんだん下に行って、今地面に行って、地面も5センチ、10センチと下がっていくので、私は1メートルではなくて1センチ、地上1センチが妥当なはかり方だと思うのです。ただ、今ここに来て、他町もこれでやっていて、今区域再編もここではほぼ決まりというときに水を差すというわけではないのですけれども、今後の町の考え方の中に航空機によるモニタリングは1メートルではなくて1センチをお願いしたいと。

あとこの前、都市整備課長のほうに8時間、16時間の計算方式のマップではなくて24時間方式のマップをつくってくれと、それ言ってつくってもらいました。これを見ると、今回の黄色の地域も困難区域に入っているところがいっぱい出てくるのです。こんな暫定の計算方式はいつまでも使わないで、今のままでいったらどんどん、どんどん、6月28、8月、10月、来年と、もう富岡なんかはすぐにでも帰るよというようなイメージを国から与えられるような感覚なのです。こういったことを既成の事実にしないで、今回私都市整備課長がつくったこの区域より、これは賛成させてもらいますけれども、ただ気持ちよく賛成ではなくてこの疑問点、今後やはり11番議員が言うように、住民の低線量被曝、これを本当に考えていったら、今の国やり方が正しいかどうか、ここはきっちりやっぱり町当局も考えて、このはかり方に疑問あるよと、そういうような考えを国のほうにも申し上げてもらいたいのですが、町長、そういう考えありますか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 安藤議員は、いつもいろいろな貴重なそういう専門的な知識を持ちながら我々のほうにも提言されていることは、非常に敬意を表したいと思っています。

今ほどの地上1センチの件につきましては、航空モニタリングの線量分布図、こ

れについてもつくっていただくように、そして我々にも提示していただくように、そしてまたどのぐらいの違いがあるのか、それから今後の健康管理について、1メートルを基準で今やっているけれども、1メートルではなくて1センチの場合はどれだけの健康関係には因果関係があるのか、それについてもやはり分析、検証は我々もしなければならないというふうに考えていますので、ひとつ今のご提言につきましては対応していきたいというふうに考えています。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。区域の見直しについては、執行部からの説明のとおり、町議会も同意し、国に提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように決します。

議員の皆さんにお伝えいたします。執行部では、区域の見直し（案）について、議会の同意を得たことによって、早速12月6日、国に対して富岡町の考え方を示す考えであります。そういうことを踏まえて、議会のほうでもそれをお願いするということでおよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、そのように決します。

これをもちまして、区域の見直し（案）についての件を終わります。

その他、議員の皆さんからございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 執行部の皆さんからありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ないようですので、付議事件1の（4）、その他の件を終わります。

それでは、ここで執行部の皆さんには退席していただきます。お疲れさまでした。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 1時14分)

---

再 開 (午後 1時16分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

続きまして、付議事件2、平成24年12月定例会提出予定の議員発議について、

(1)、発議第10号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長より説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） お疲れさまでございます。議会事務局としまして、もう少し時間いただきたいと思います。

まず、今定例会に提出予定の委員会条例の一部改正する条例の件でございます。地方自治法の一部改正に伴い、富岡町議会に関する条例等の一部を改正するものであります。富岡町議会委員会条例、これを一部を改正する条例でございます。

この地方自治法の一部改正、24年の9月5日施行でございますが、その目的、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正を行うものとしております。これによりまして、狙いとしましては、委員会に関する規定の簡素化を狙いとしているところであります。6ヶ月以内の改正義務が生じているものでございます。

お手元の資料でございますが、12月定例会には議員発議としまして、発議第10号富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例ということで提出予定でございます。

なお、改正の内容でございますが、まずはこの議会委員会条例の中で第5条に、「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間に在任する」という文言を加えるものでございます。

また、第6条第4項を同条第5項としまして、同条第3項本文中「会議に諮って」

を削り、同項ただし書きを削り、同項を同条第4項として、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項本文中「は、議長が会議に諮って指名する。」を「の選任は、議長の指名による。」に改めまして、同項ただし書きを削ります。同項を同条第2項としまして、同条に第1項として「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」を加えるものでございます。

また、第11条第2項本文中「議会の許可」を「議長の許可」に改め、同項ただし書きを削る内容でございます。

よろしくご審議のほうをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりましたので、これよりご意見を承りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。事務局からの説明のとおりに決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

これをもちまして、（1）、発議第10号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を終わります。

次に、付議事件2の2、その他の件を議題といたします。

議員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 事務局からありますか。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） もう一件ちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

これも12月定例会に報告させていただく事項でございまして、皆さんのお手元資料最後のページになろうかと思いますが、議員派遣の報告でございます。まず、1

番目には政府への要望活動、これにつきましては10月15日、2番目には福島県町村議会議員研修会、10月22日、3番目には友好都市埼玉県杉戸町表敬訪問、11月2日、3日、4番目には第8回全国原子力発電所立地議会サミット、11月20日、21日、加えまして今後12月8日に双葉地方町村議会議員研修会がございますので、それらの報告を12月定例会で報告させていただく予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ご審議のほうお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 事務局長よりの説明が終わりましたので、ご意見を承ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。事務局からの提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

これをもちまして、議員派遣の報告についての件を終わります。

次に、（2）、その他の件を議題といたします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ないようですので、付議事件3の2、その他の件を終わります。

以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後 1時23分）